

## 「パートナーシップ構築宣言」のご登録について

取引先とのパートナーシップの強化や地域の共存共栄を目的に「パートナーシップ構築宣言」制度が創設されました。当所会員の皆様におかれましては積極的なご登録をお願いいたします。

### 1. 「パートナーシップ構築宣言」とは

日商会頭、経団連会長、連合会長及び関係大臣（内閣府、経産省、厚労省、農水省、国交省）をメンバーとする「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」において、「パートナーシップ構築宣言」の仕組みが創設され、取引先や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築することを企業の代表者の名前で宣言するものです。

「パートナーシップ構築宣言」では

- i サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携
- ii 親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）の遵守を宣言することとなります。

### 2. メリット・効果

- 「宣言」がポータルサイトに掲載・公表されます。

パートナーシップ構築宣言ポータルサイト <https://www.biz-partnership.jp/>

中小企業庁のニュースリリースにも掲載されます。

- 「ロゴマーク」を使うことができます

名刺にロゴマークを入れ、ホワイト企業であることをアピールできます。



- 一部の補助金で加点措置が受けられます

経済産業省の一部補助金で加点措置が受けられます。

(2021. 11. 25 現在) 「ものづくり等補助金」 「事業再構築補助金」 「省エネ補助金」

- 「宣言」の取組みを実践することでSDGsも同時達成することになります

\*次の5つの目標に取り組んでいることになります。



### 3. 宣言の方法

#### (1) 【青森商工会議所会員用・宣言ひな形】を利用する場合

青森商工会議所では、業種・業態を問わず会員の皆さまに幅広くお使いいただける「青森商工会議所会員用・宣言ひな形」を作成いたしました(\*1)。ひな形を活用して宣言文を作成いただき、パートナーシップ構築宣言ポータルサイトからアップロードいただくか、事務局に登録代行をご依頼ください。

**\*1 青森商工会議所会員用・宣言ひな形 (ワードファイル)**

#### ① パートナーシップ構築宣言ポータルサイトからアップロードいただく場合

「青森商工会議所会員用・宣言ひな形」に記載された内容をご確認の上、ダウンロードいただき、日付、企業名、役職・氏名を追加入力いただくと、宣言文は完成いたします。入力いただいたワードファイルをPDFファイルに変換していただき、「パートナーシップ構築宣言ポータルサイト」の登録ページ(\*2)からアップロードしてください(※手書きの署名、押印は不要です)。その際、企業情報等も併せてご入力いただきます。

登録後、宣言内容に追加や変更が発生した際は再提出が可能ですので、お取組みの第一歩としてご利用ください。

\*2 登録ページ <https://www.biz-partnership.jp/entry/form.php>

#### ② 事務局による登録代行業を希望する場合

「青森商工会議所会員用・宣言ひな形」に記載された内容をご確認の上、「パートナーシップ構築宣言・代行依頼書」(\*3)に必要事項を記入の上、事務局までお送りください。事務局で登録手続きを進めさせていただきます。

**\*3 パートナーシップ構築宣言・代行依頼書**

#### (2) 独自に宣言文を作成いただく場合

「パートナーシップ構築宣言ポータルサイト」(\*4)を参照いただき、記載見本・記載要領を参考に、宣言する内容を検討、決定いただきます。その後、「パートナーシップ構築宣言ポータルサイト」より「ひな形(ワードファイル)」をダウンロードし、加筆・修正等をして独自の宣言文を作成の上、PDFファイルに変換後、登録ページからアップロードしてください(※手書きの署名、押印は不要です)。

企業グループとして宣言文を登録することもできます。

\*4 パートナーシップ構築宣言ポータルサイト <https://www.biz-partnership.jp/>

#### 4. その他

\* ご登録いただいたデータは未来を拓くパートナーシップ構築推進会議事務局（内閣府、中小企業庁）および全国中小企業振興機関協会で共有され、宣言企業は公式ポータルサイトに掲載されます。宣言後は、年に1回程度、効果検証や今後の登録企業拡大の参考とするためのアンケート調査にご協力をお願いいたします。

※ 宣言内容が実行されなかった場合の罰則はありません。ただし、主務大臣から下請け中小企業振興法の「振興基準」に基づき指導または助言が行われた場合など本宣言が履行されていないと認められる場合には、ポータルサイトへの掲載が取りやめになることがあります。

#### ■ 問合せ先

##### ○ 「宣言」の内容について

内閣府政策統括官付参事官（産業・雇用担当）付 03-6257-1540

中小企業庁 企画課 03-3501-1765

##### ○ 「宣言」の提出・掲載について

（公財）全国中小企業振興機関協会 03-5541-6688

■ 本件担当：青森商工会議所 中小企業振興部 TEL 017-734-1311

以 上